

12 政府解決策と被害者救済

【認定されなかった人たちが救済を願ってやってきた長い交渉は、その後どうなったの？】

水俣病の発生から長い年月がすぎ、救済をうったえる被害者の人たちも高齢化し、死んでいく人が多くなってきました。そこで、裁判所は、このままでは解決するまで時間がかかるので、裁判をやめてお互いに話し合うようにすすめました。

生きているうちに救済してほしいという被害者の声も高まり、1995年(平成7)に関係者の間で話し合いをすすめ、政府の解決策がまとまりました。

この解決策への合意にもとづき、水俣病とは認められないものの、水俣病が発生したときに水俣病が発生した地域に住んでいて、水俣湾やその周辺でとれた魚をたくさん食べ、両手両足の感覚がにぶくなるという症状がある人に、チツソからの一時金260万円が支払われ、行政から医療費などが補助されています。

【救済対象者数 11,540 人…1997年(平成9) 8月1日現在の最終確定人数】

※ 救済対象者数とは、生存者と死亡者を合わせた人数

『国や県の責任をはっきりさせ、心からあやまってほしい』『水俣病ときちんと認めて救済してほしい』と長年願ってきた被害者の人たちにとって、この政府解決策は本当に願っていた救済のかたちではありませんでしたが、政府解決策が出された当時は、このまま争いを続けていはいづ救済を受けられるか見通しもたない状況でした。そこで、とても苦しい決断でしたが、ほとんどの患者団体は裁判や交渉をやめ、政府の解決策に同意することにしました。

多くの被害者はこの政府解決策に同意して、ほとんどの裁判が取り下げられました。しかし、いっぽうで水俣から関西にうつり住んだ被害者たちは、国や県が工場排水を止めなかったために被害が拡大したとして、国や県の責任を追及して裁判を続けていました。

そして、2004年(平成16)10月15日、国や県は工場排水の規制をするべきだったのにそれをしなかったとして、初めて最高裁判所の判決で国や県の責任が認められました。

2009年(平成21)に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」がつくられ、今までの法律よりも広く被害を認めています。チツソの主張を受け、チツソの経営のことを考えて、チツソは「製品を作る会社」と「患者さん等の被害者に補償をする会社」の2つに分けられることになりました。

2010年(平成22)には、被害者に支払うお金の額など救済策の具体的な内容が決まり、申請期限の2012年(平成24)7月までに、熊本県・鹿児島県の両県で45,933人もの人たちが救済の申請を行いました。2014年(平成26)8月には、申請者の約8割に当たる36,361人が救済の対象として認められています。

しかし、認められなかった人たちの中には、救済を求めて新たに裁判を起こした人たちもいます。当時の環境大臣も「これで救済の終了だとは考えていない」「水俣病は終わっていない」との談話を発表しています。

1956年(昭和31)5月の水俣病公式確認から60年以上が経過しましたが、水俣病問題はまだ終わっていません。